

ちゃやまち プラザ ステージ利用規約 ※必ずお読みください

第 1 条 （使用申込）

1. 使用希望日の 1 年前から申込を受付けます。
2. 電話またはメールでステージの空き状況をご確認ください。希望日に空きがあれば仮予約を受付けます。
3. 仮予約の後、所定の**エントリーシート**（ [PDF](#) [Excel](#) ）をダウンロードして必要事項を記入し、使用内容の資料があれば添付のうえ提出してください。
エントリーシートと使用内容を検討し、当社の規定上の問題が無ければ本予約とします。
4. 本予約の成立後、使用日から 1 か月以内の予約者都合によるキャンセルは、所定の違約金をいただきます。
【違約金規定】
 - 1 か月前まで：施設利用料の 10%
 - 2 週間前まで：施設利用料の 30%
 - 1 週間前まで：施設利用料の 50%
 - 3 日前から当日：施設利用料の 100%（全額）※既に発生した経費（設備・備品・製作物・人件費・手配業者のキャンセル料金等）については、必要に応じて上記違約金とは別に申し受けます。
5. 提出したエントリーシートに記載された使用内容は変更できません。

第 2 条 （使用制限）

以下の事項に該当する場合は使用をお断りします。すでに承諾している場合でも、該当することが判明した場合は使用を中止することがあります。
その場合の損害賠償や営業補償には応じません。

1. エントリーシートの記載内容に偽りがあった場合。
2. 使用規定、もしくはそれに基づく担当者の指導や注意に従わない場合。
3. 使用の権利を他に譲渡、または転貸した場合。
4. 建物、付帯設備を破損、または滅失するおそれがあると認められる場合。
5. 公の秩序、または風紀を乱すおそれがあると認められた場合。
6. 不測の事故、災害、またはその他の不可抗力により施設の利用ができなくなった場合。
7. 消防署、警察署等の関係諸官庁から中止命令が出た場合。
8. 他の利用者、館内の関係者、来館者、または近隣に迷惑を及ぼすと認められる場合。
9. 使用者が暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係企業、もしくは関係者、その他暴力的もしくは不当な要求行為などにより、市民社会の秩序や安全に脅威を及ぼす団体、もしくは個人（以下「反社会的勢力」）に該当することが判明した場合。
10. 反社会的勢力、反社会的勢力の関係者、または事業内容や目的が明確でない団体や個人が主催、共催、後援もしくは協賛をする行事に利用する場合。
またはこれらの団体や個人の利益になると認められた場合。
11. その他当社の業務上の支障があると認められる場合。

第 3 条 （事前確認）

1. 使用日の 2 週間前までに運営計画書を作成し、担当者と打ち合わせを行ってください。
2. 発煙などの特殊効果や水などを使用する場合は、必ず事前に担当者に確認してください。
3. 関係諸官庁への届出が必要な場合は使用者が届出を行い、その許可証を提示してください。届出の不備により使用不可となっても使用料金は返還しません。
届出の要不要が不明な場合は、事前に担当者にお問い合わせください。
※食品衛生関係 大阪市保健所北部衛生監視 電話 06-6313-9518
※著作権関係 日本音楽著作権協会大阪支部 電話 06-6244-0351
※火気・危険物関係 大阪市北消防署 電話 06-6372-0119

第 4 条 （使用上の注意）

1. 来場者の整理、誘導および盗難、事故防止は使用者側で責任をもって行ってください。
2. 当社敷地内における告知ポスター等の掲示、チラシ等の配布については担当者の指示に従って行ってください。
3. 搬入出を含む施設の使用中の、建物、諸設備、器具、または備品等の破損もしくは紛失等の損害については実費を請求します。
4. 本規定に違反して発生した人的、物的損害に対する賠償責任は、使用者が負うものとします。
5. 催事や公演に伴う物品の販売については、担当者の承認を得ているもののみ可能とし、販売する場所を指定します。
必ず事前に担当者と商品内容などの確認をしてください。

第 5 条 （定員）

着席のため椅子を使用する場合は、当社が所有する指定の椅子以外は使用できません。また椅子は必ず連結固定して使用しなければなりません。

1. 客席エリア全面を着席で使用する場合（図 1）の定員は、原則最大 160 席とします。
2. 客席エリアの後方のみ立見にして使用する場合（図 2）立見の定員は、椅子席 1 席を立見 2 人として算定します。
例：椅子席が 100 席の場合、立見の定員は（160－100）×2＝120 人となります。
3. 客席エリア全面を立見として使用する場合（図 3）の定員は、最大 320 人とします。
4. 上記 1～3 以外での使用を希望する場合は、担当者に相談してください。

第 6 条 （避難誘導）

緊急時の来場者の避難誘導は、担当者の指示に従い責任をもって行ってください。

1. ステージエリアの避難口は南北に 1 か所ずつあります。それぞれの避難口の位置を必ず確認してください。
2. 担当者の指示に従い、必ず所定の避難用通路を確保してください。通路を妨げるものは設置できません。

